

熊本市交通局におけるインシデント等に関する検証委員会運営要綱

制定 令和6年4月24日 交通事業管理者決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、熊本市附属機関設置条例(平成19年条例第2号)第3条の規定に基づき、熊本市交通局において発生したインシデントや事故(以下「インシデント等」という。)についての検証と再発防止策の提言を行うための委員会(以下「委員会」という。)の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について所掌する。

- (1) 熊本市交通局におけるインシデント等の検証
- (2) 前号の検証結果を基とする再発防止策の提言
- (3) その他前2号に関する必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、5名以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから熊本市交通事業管理者(以下「管理者」という。)が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 他軌道事業者の安全統括管理者
- (3) 社会保険労務士
- (4) 元熊本市交通局職員のうち安全統括管理者経験者
- (5) 前4号に掲げる者のほか、管理者が必要と認める者

(会長)

第4条 委員会に会長を置く。会長は、委員の互選により定める。

2 会長は、委員会を統括する。

3 会長に事故があるとき又は欠けたときは、出席した委員のうちから互選された者がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により会議を招集することが困難であると会長が認める場合は、書面又はインターネットに接続された端末を利用して行う等の方法により会議を開くことができる。

4 会議は公開とする。ただし、熊本市情報公開条例(平成10年条例第33号)第7条各号に該当する事項を検討する場合等、会長が必要と認めるときは、委員会に諮って会議を

非公開とすることができる。

(議決)

第6条 委員会の議事は、出席委員の過半数で決する。

(関係者の出席等)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者に会議への出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(調査検討結果の報告)

第8条 第2条の規定による検証及び再発防止策の提言を行うときは、委員会は、その結果について報告書を作成し、会議の議決を経て、管理者へ提出しなければならない。

(守秘義務)

第9条 委員会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(事務局)

第10条 委員会の庶務は、交通局運行管理課において行う。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮り定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月24日から施行する。